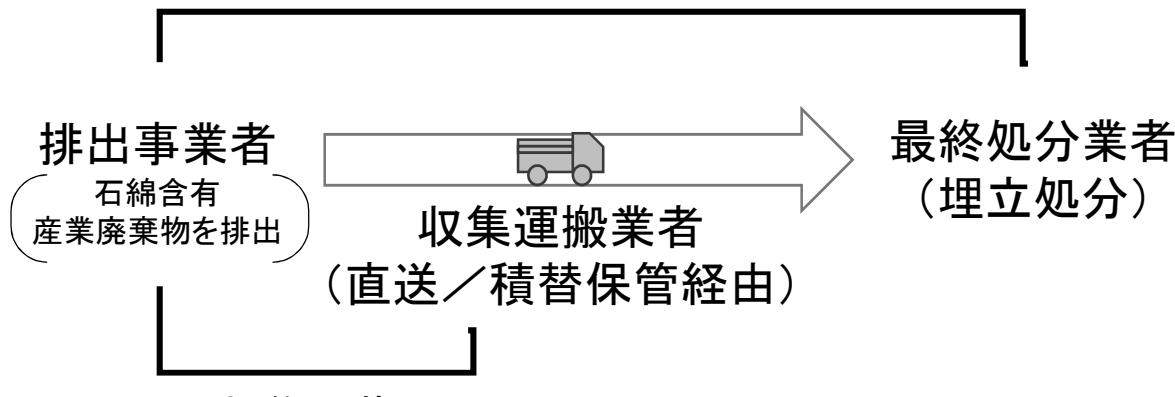


建設副産物Q & A 「石綿の処分は中間処理業者と契約して良い？」

Q. 石綿の処分契約は破碎や圧縮の中間処理業者と結んでも大丈夫？

A. いけません。石綿含有産業廃棄物の処分は基本的には埋立処分です。

処分委託契約



収集運搬 委託契約

※石綿含有産業廃棄物

一般的に建設現場で使われる「石綿」のこと。非飛散性アスベストで、普通産廃として扱われる。
飛散性の高いアスベストは「廃石綿等」と言い区別される。廃石綿等は特管産廃となる。

◇石綿含有産業廃棄物の処分は基本的に埋立処分業者との契約が必要

石綿含有産業廃棄物は飛散防止のため、破碎や圧縮といった中間処理を行うことは禁止されています。石綿含有産業廃棄物の処理は、最終処分場で埋め立て処分することが一般的です。最終処分場への運搬は現場から直送するか、積替保管施設を経由して搬入します。

産業廃棄物の処理委託契約は一次処分(廃棄物が最初に処分される)までの業者と直接結ばなければいけません。そのため、石綿含有産業廃棄物の埋立処分を委託する場合は、中間処理業者ではなく最終処分業者と直接契約を結ばなければいけません。

今回のポイント

石綿の処理は破碎等の中間処理業者に委託してはいけません。